新

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1 第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1 項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止め た期末手当)は、支給しない。

(1) • (2) (略)

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応す る支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げ る者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前 日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止 める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除 く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に 関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの
- 第25条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することと されていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支 給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者 の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が 起訴(当該起訴に係る犯罪について拘禁刑以上の刑が定 められているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律 第131号) 第6編に規定する略式手続によるものを除

 Π

項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当 (第4号に掲げる者にあっては、その支給を一時差し止め た期末手当)は、支給しない。

 $(1) \cdot (2)$ (略)

- (3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応す る支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げ る者を除く。) で、その離職した日から当該支給日の前 日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止 める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除 く。) で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に 関し禁錮以上の刑に処せられたもの
- 第25条 任命権者は、支給日に期末手当を支給することと されていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支 給を一時差し止めることができる。
 - (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者 の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が 起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定め られているものに限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第 131号)第6編に規定する略式手続によるものを除

く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられなかった場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 6$ (略)

く。第3項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) (略)

2 (略)

- 3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し<u>禁錮</u>以上の刑に処せられなかった場合

(2) • (3) (略)

 $4 \sim 6$ (略)